

喬木村イメージキャラクター「ベリー&ゴー」

ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、喬木村イメージキャラクター「ベリー&ゴー」及びロゴマーク(以下「キャラクター等」という。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(キャラクター等に関する権限)

第2条 キャラクター等に関する一切の権限は喬木村に属する。

(使用申請)

第3条 キャラクター等を使用する場合には、あらかじめ喬木村イメージキャラクター・ロゴマーク使用申請書に必要な書類を添付して、喬木村長に提出しなければならない。ただし、営利を目的としない場合、各報道機関が報道及び広報の目的で使用するときには申請を省略することができる。

2 村長は、前項の申請があった場合(省略する場合を含む)、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認する。

- (1) 喬木村の品位を傷つける、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、企業、商品、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与える、又は誤解を与えるおそれのあるとき。
- (5) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (6) その他、その使用が不適當であるとき。

(使用期限)

第4条 キャラクター等の使用期限は最長で5年とする。ただし、再申請することにより継続して使用することができる。

(使用上の注意事項)

第5条 キャラクター等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。なお、第3条の承認を要しない場合には、完成物件の提出を省略することができる。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。ただし、村長が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 承諾された事業、使用項目のみに使用すること。

(承認内容の変更)

第6条 キャラクター等の使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ喬木村イメージキャラクター・ロゴマーク使用変更申請書を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 変更申請後についても、前条を遵守しなければならない。

(違反等に対する措置)

第7条 キャラクター等を使用している者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その使用の差し止め、又は指示等を行う。この場合、使用者は直ちに従わなければならない。

2 使用承認を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、喬木村はその責を負わない。

(損失補償等の責任)

第8条 喬木村は、キャラクター等の使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるものの他、キャラクター等の取扱に係る必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成 25 年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成 28 年4月1日より施行する。